

# 横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編

## 目次

### 【第1部 総則】

#### 第1章 計画の方針

【地震災害】総則 — 頁番号

第1節 計画の構成	1
第2節 横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」の方針	2
第3節 業務継続計画の策定	3

#### 第2章 本市の概況

第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	5

#### 第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震	7
第2節 被害の想定	8

#### 第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第1節 市民の役割	9
第2節 自主防災組織の役割	9
第3節 事業者の役割	9
第4節 地区防災計画の提案	10

#### 第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱	11
第2節 防災関係機関等の業務の大綱	11

### 【第2部 災害予防計画】

#### 第1章 地震に強いまちづくりの推進

【地震災害】災害予防計画 — 頁番号

第1節 まちづくりの計画的な推進	19
第2節 都市施設等の防災化の推進	19
第3節 ライフライン施設の強化	20
第4節 建築物の防災化の推進	24
第5節 地盤災害の防止	26
第6節 公共の空地、施設の事前把握	28
第7節 円滑な復旧・復興のための事前対策	28

<b>第2章 防災力強化の取り組み</b>	
第1節 消防力の整備・強化	29
第2節 情報通信網の整備	30
第3節 市民への情報伝達手段の多様化	32
第4節 行政情報管理システムの保護	33
第5節 防災備蓄の推進	33
第6節 飲料水等の給水体制の整備	34
第7節 学校等の防災力の強化	35
<b>第3章 避難所・避難地の整備</b>	
第1節 震災時の避難	37
第2節 震災時避難所（指定避難所）	39
第3節 福祉避難所	41
第4節 大規模火災からの指定緊急避難場所（広域避難地）	41
第5節 一時避難地	42
<b>第4章 帰宅困難者対策の推進</b>	
第1節 帰宅困難者対策の考え方	43
第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備	43
<b>第5章 応援・協力体制の整備</b>	
第1節 応援の要請・受入れ体制の整備	45
第2節 応援部隊の活動拠点等の整備	46
第3節 応援部隊の活動支援準備	47
<b>第6章 災害医療・防疫体制等の強化</b>	
第1節 災害医療体制の整備	48
第2節 医療搬送体制の整備	50
第3節 防疫体制の整備	50
第4節 遺体処理体制の整備	50
<b>第7章 災害廃棄物処理対策の整備</b>	
第1節 災害廃棄物処理体制の強化	52
<b>第8章 緊急輸送体制の整備</b>	
第1節 緊急輸送体制の整備	53
第2節 緊急通行車両の確保	54
第3節 物資供給体制の整備	55
<b>第9章 災害対応組織の整備</b>	
第1節 初動体制の強化	56
第2節 災害に対する組織体制	57

<b>第10章 災害に強い人づくりの推進</b>	<b>【地震災害】災害予防計画 — 頁番号</b>
第1節 防災意識の普及啓発	60
第2節 自助のための防災力の向上	61
第3節 防災訓練等の実施	63
第4節 災害ボランティア活動の環境整備	63
<b>第11章 災害に強い地域づくりの推進</b>	
第1節 自主防災活動の促進	65
第2節 事業者の防災活動の促進	66
第3節 要配慮者対策の推進	67
第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進	71
第5節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重	72
<b>第12章 津波対策</b>	
第1節 津波対策の推進	73
第2節 津波に対する防災意識の啓発	74
第3節 地域等における津波対策の推進	74
第4節 津波災害への対応	75
<b>【第3部 災害応急対策計画】</b>	
<b>第1章 災害応急対策の基本方針</b>	<b>【地震災害】災害応急対策計画 — 頁番号</b>
第1節 災害応急対策の概要	77
第2節 災害応急対策活動の方針	77
<b>第2章 災害対応組織の設置</b>	
第1節 震災発生時の配備指令の発令	78
第2節 災害警戒本部の設置・運営	79
第3節 災害対策本部の設置	80
第4節 災害対策本部の組織と運営	82
<b>第3章 職員の配備・参集</b>	
第1節 職員の配備	89
第2節 職員の参集	89
第3節 配備・参集の手順及び留意事項等	90
<b>第4章 情報の収集と伝達</b>	
第1節 情報受伝達等にかかる基本方針	92
第2節 災害対策本部での情報の収集	92
第3節 情報の受伝達体制の確立	94
第4節 災害情報の収集及び報告等	94
第5節 市民への情報伝達	96
第6節 報道機関への情報提供	99
第7節 被災者支援窓口の設置	100

<b>第5章 避難対策</b>	
第1節 避難対策等にかかる基本方針	101
第2節 避難指示の発令	101
第3節 震災時避難所の開設・運営	105
第4節 避難所外避難者の支援	108
第5節 要配慮者の避難対策	109
第6節 帰宅困難者等への対応	111
<b>第6章 消防・救急対策</b>	
第1節 地震災害時における活動方針	112
第2節 消火活動	112
第3節 救助活動	113
第4節 救急活動	114
<b>第7章 医療救護対策</b>	
第1節 医療救護活動にかかる基本方針	116
第2節 医療救護体制	116
<b>第8章 保健衛生・防疫対策</b>	
第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針	119
第2節 効果的な保健衛生活動の実施	119
第3節 生活衛生の管理	119
第4節 防疫対策	120
第5節 ペット対策	121
<b>第9章 食料・生活関連物資等の供給</b>	
第1節 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針	123
第2節 食料供給対策	123
第3節 生活関連物資供給対策	124
第4節 救援物資の受入れ	126
<b>第10章 飲料水等の供給</b>	
第1節 飲料水の供給にかかる基本方針	127
第2節 応急給水等の実施	127
<b>第11章 行方不明者及び遺体の搜索、取扱い、埋葬</b>	
第1節 行方不明者及び遺体の搜索、取扱い等にかかる基本方針	129
第2節 行方不明者及び遺体の搜索・収容	129
第3節 遺体の取扱い	130
第4節 遺体の火葬・埋葬	132
第5節 市民への情報提供	133

<b>第12章 緊急輸送・交通規制対策</b>	
第1節 緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針	134
第2節 緊急輸送の実施準備	134
第3節 緊急輸送の実施	136
第4節 交通規制の実施	137
<b>第13章 障害物の除去</b>	
第1節 障害物除去にかかる基本方針	138
第2節 がれき等障害物除去の実施	138
<b>第14章 災害廃棄物等の処理</b>	
第1節 災害廃棄物等の処理にかかる基本方針	140
第2節 災害廃棄物等の処理	140
第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策	142
<b>第15章 海上災害対策・危険物等災害対策</b>	
第1節 海上災害の応急対策	143
第2節 危険物等災害の応急対策	143
第3節 放射性物質等災害の応急対策	143
第4節 適正処理困難物の応急対策	144
<b>第16章 学校等の応急対策</b>	
第1節 災害時の学校教育実施等にかかる基本方針	145
第2節 災害発生時の措置	145
第3節 学校教育の継続・再開	146
第4節 児童福祉施設等における災害発生時の措置	148
<b>第17章 公共施設対策</b>	
第1節 公共施設の応急対策にかかる基本方針	149
第2節 公共施設における応急対策	149
第3節 公共の空地、施設の有効利用	150
<b>第18章 ライフライン施設対策</b>	
第1節 上水道施設の応急対策	151
第2節 下水道施設の応急対策	152
第3節 電力施設の応急対策	152
第4節 都市ガス施設の応急対策	154
第5節 通信サービスの応急対策	155
<b>第19章 鉄道施設対策</b>	
第1節 東日本旅客鉄道(株)横浜支社の応急対策	156
第2節 京浜急行電鉄(株)の応急対策	157

<b>第 20 章 応援及び派遣の要請</b>	
第 1 節 応援・派遣要請にかかる基本方針	160
第 2 節 応援要請の概要	160
第 3 節 広域応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請	161
第 4 節 自衛隊の派遣要請	162
第 5 節 相互応援協定等に基づく応援要請の手続き、受入れ	165
<b>第 21 章 災害警備対策</b>	
第 1 節 災害警備にかかる基本方針	166
第 2 節 警察による警備活動	166
第 3 節 警察による警備活動との連携	166
<b>第 22 章 災害ボランティアの活動支援</b>	
第 1 節 災害ボランティア活動の支援にかかる基本方針	167
第 2 節 ボランティアの活動支援	167
<b>第 23 章 被災建築物及び宅地の危険度判定</b>	
第 1 節 被災建築物及び宅地の危険度判定にかかる基本方針	169
第 2 節 危険度判定の実施	169
<b>第 24 章 被災者の生活支援</b>	
第 1 節 被災者の生活支援にかかる基本方針	171
第 2 節 罹災状況の把握	171
第 3 節 罹災に関する証明書の交付	172
第 4 節 各種支援金の給付	174
第 5 節 住宅の確保	174
<b>第 25 章 災害救助法の適用</b>	
第 1 節 災害救助法の運用にかかる基本方針	177
第 2 節 災害救助法の適用	177
第 3 節 災害救助法の適用要請及び救助の実施	177
<b>第 26 章 津波対策</b>	
第 1 節 津波対策にかかる基本方針	181
第 2 節 津波警報等の収集・伝達	181
第 3 節 津波発生時の対策	185

## 【第4部 復旧・復興計画】

【地震災害】復旧・復興計画 ― 頁番号

### 第1章 震災復旧・復興事業の推進

第1節 震災復旧・復興事業推進のための基本方針	187
第2節 激甚災害の指定	187
第3節 震災復旧の推進	189
第4節 震災復興の推進	190
第5節 復旧・復興推進のための調査	191

### 第2章 復興基本指針等の策定

第1節 復興基本指針の策定	193
第2節 復興基本計画の策定	193
第3節 分野別復興計画の策定	194

### 第3章 復旧・復興財源の確保

第1節 財政需要見込額の算定	195
第2節 財源確保対策	195

### 第4章 市街地復興対策計画

第1節 都市復興方針の策定	198
第2節 都市復興計画の策定	198
第3節 復興整備条例の検討・制定	198
第4節 建築制限の実施	200

### 第5章 生活再建支援対策計画

第1節 住宅対策	201
第2節 被災者の経済的再建支援	202
第3節 雇用対策	203
第4節 精神的対策	204
第5節 要配慮者対策	204
第6節 医療・社会福祉施設の復興	204
第7節 文化・社会教育施設等の復興	205
第8節 復興広報及び被災者支援窓口	205

### 第6章 地域経済復興支援対策計画

第1節 産業復興方針の策定等	206
第2節 金融・財政面での支援	206
第3節 事業再建の促進	206
第4節 農林水産業者に対する支援	207

## 【第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画】

### 第1章 総則

【地震災害】南海トラフ地震防災対策推進計画 — 頁番号

第1節 推進計画の目的	209
第2節 地域指定	209
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	209

### 第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備手配	210
第2節 他機関に対する応援要請	210
第3節 帰宅困難者への対応	210
第4節 事業者等の防災対策	210

### 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護	211
第2節 津波に関する情報の伝達等	211
第3節 避難指示の発令基準	211
第4節 避難対策等	211
第5節 消防機関等の活動	211
第6節 水道、電気、ガス、通信	211
第7節 交通	212
第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	212
第9節 迅速な救助	212

### 第4章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報	213
--------------------	-----

### 第5章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	215
--------------------------	-----

### 第6章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等	216
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	216
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	216
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	216
第5節 避難対策等	216
第6節 消防機関等の活動	217
第7節 警備対策	217

第8節	水道、電気、ガス、通信	217
第9節	交通	217
第10節	市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	217
第11節	滞留旅客等に対する措置	218
<b>第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置</b>		
第1節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する 会議等の設置	219
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	219
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	219
第4節	市のとるべき措置	219
<b>第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b>		
第1節	建築物、構造物等の耐震化・不燃化	220
第2節	避難場所の整備	220
第3節	避難経路の整備	220
第4節	土砂災害防止施設	220
第5節	避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	220
第6節	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	220
第7節	通信施設の整備	220
<b>第9章 防災訓練計画</b>		
第1節	防災訓練に関する事項	221
<b>第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b>		
第1節	地震防災上必要な教育及び広報	222

